

ID: 213

担当部署: 健康福祉部 高齢者支援課

処分の概要	利用の許可
例規名 根拠条項	名寄市在宅老人デイサービスセンター条例 第12条(第17条第2項において読み替える場合を含む。)
例規番号	平成18年条例第130号
<p>【根拠条文】 (利用の申込み等)</p> <p>第12条 第4条第1項第2号及び同項第3号並びに同条第2項に掲げる者がデイサービスセンターを利用しようとするときは、あらかじめ指定管理者に申込みをしなければならない。</p> <p>2 第4条第1項第4号に掲げる者がデイサービスセンターを利用しようとするときの利用の手続は、事業条例第4条によるものとする。</p> <p>3 第1項の規定に基づき利用の申込みをした者がデイサービスセンターを利用するときは、指定管理者と契約を締結しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文、第4条及び第13条の規定による。 (利用対象者)</p> <p>第4条 前条第1項に規定する事業を行うデイサービスセンターを利用できる者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法第10条の4第1項第2号の措置に係る者</p> <p>(2) 保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費又は第1号通所事業に係る第1号事業支給費の支給を受ける者</p> <p>(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「保護法」という。)の規定による居宅介護(保険法第8条第7項に規定する通所介護に限る。)又は介護予防・日常生活支援(保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業に限る。)に係る介護扶助に係る者</p> <p>(4) 名寄市高齢者自立支援事業条例(平成18年名寄市条例第125号。以下「事業条例」という。)で定める自立支援デイサービス事業の対象者</p> <p>2 前条第2項に規定する事業を利用できる者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 居宅介護サービス計画費又は特例居宅介護サービス計画費の支給を受ける者</p> <p>(2) 保護法第15条の2第1項第1号の介助扶助に係る者</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、デイサービスセンターを利用させないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) デイサービスセンターを損壊するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) その他デイサービスの管理運営上、支障があると認められるとき。</p>	
標準処理期間	1日
備考	

設定年月日	平成 28 年 8 月 15 日	最終変更年月日	平成 30 年 6 月 15 日